

東と弁往おい

第5回

天草ひまわり基金法律事務所



熊本県弁護士会会員

林 浩一 (59期)

2006年弁護士登録，東京弁護士会入会。2008年2月に熊本県弁護士会に登録換え。現在，天草ひまわり基金法律事務所にて，2代目所長として勤務。

林 真希 (59期)

2006年弁護士登録，東京弁護士会入会。2008年2月に熊本県弁護士会に登録換え。現在，天草ひまわり基金法律事務所にて，常勤弁護士として勤務。



熊本県天草市

1. 両名の，天草に赴任するまでの当会での活動について教えてください。

浩一：日比谷見附法律事務所にて，約1年4ヶ月勤務しました。日比谷見附法律事務所では，一般民事に加えて企業法務・民事再生など様々な事件を担当させていただきました。また，法律相談センター事件・国選弁護事件・当番弁護事件を積極的に受任するとともに，所属弁護士会における会務活動などの公益的活動に力を注いできました。

真希：北千住パブリック法律事務所にて，約1年4ヶ月勤務しました。北千住パブリックでは，一般民事事件，家事事件，債務整理事件及び刑事事件，なかでも少年事件を多く担当しました。経済的に裕福ではない市民が依頼者であることが多く，法律扶助事件が多数ありました。委員会は，主に刑事弁護委員会，子どもの人権と少年法に関する特別委員会で活動していました。

2. ご夫婦で天草に赴任を決意された理由をお聞かせください。

両名：もともと2人とも，市民にとって身近な法曹になりたいという希望を持って弁護士となりました。地方では，弁護士が足りず，司法サービスが行き届いていないと聞いていたところ，ひまわり公設制度の存在を知り，自分たちが赴任することで，困っている地方の人々の一助になるのであれば，大変，有意義なことと感

じました。また弁護士会などの協力のもと，自分たちで事務所を運営できるということも，大きな魅力でした。

天草という地に決めたのは，天草ひまわり基金法律事務所の前任の初代所長である北條将人弁護士が夫と同じ事務所の出身であり，天草がとても良いところであると聞いていたこと，実際に見学に行き，自然の豊かさや人の温かさ，生活環境の良さを実感できたこと，また熊本県弁護士会が大変温かくサポートしてくれたことなどが理由です。

3. ご夫婦で同じ事務所にて執務されていますが，事務所における両名の仕事のやり方（事件の分担など）について教えてください。

両名：複雑な事件や困難な事件については，2人で対応しますが，基本的には，各々，個別に事件を担当しています。もっとも，個別に担当している事件でも，相互に意見を求めるなど協力しています。

真希：私は今年1月まで育児休暇をとっていたため，それまでに係属していた事件は夫に任せ，その後，新規に受任する事件について，できる限り担当するようにしています。

浩一：妻は刑事事件が好きですので，復帰後の刑事事件は全て妻に任せていたのですが，被疑者国選もスタートし，刑事の負担が増えてきたため，現在は私も刑事事件を受任しています。



4. ご夫婦で赴任して良かったと思われることは何ですか？ また、苦勞されていることなどはおありでしょうか？

兩名：現在、子どもを保育園に預けていますが、子どもは保育園で病気をもらうことも多く、1週間程、保育園を休まなければならないときも多々あります。夫婦2人きりの天草ですから、どちらかが子どもの看病をしなければならず、その間、急遽、仕事を休まなければなりません。各々、打合せや期日などの予定が入っているので、何とか、協力しながら、乗り越えることとなります。夫婦で赴任したからこそ、柔軟に対応し、協力できる場面ではありますが、東京にいれば、相互の家族の協力を得ることもできるのではないかとも思います。

また夫婦で赴任することは、やはり相手の存在が心強く思われます。仕事面では、率直な意見交換もできます。休日などは、東京にいた頃にはなかなか行けなかった九州内の小旅行などを家族で気軽に楽しめ、思い出も分かち合えます。実際に、天草において2人で出産に臨むことができ、また夫婦共に子どもの成長を楽しみながら、やりがいのある仕事もできていると感じています。

5. 天草で担当した事件のなかで、印象に残っているものはありますか？

浩一：漁協の組合員が、養殖いかだを適切に利用できるようにすべき設置・管理義務を怠ったとして、漁協に対し損害賠償を求めた裁判があります。裁判所は、部分社会の法理を理由に、どのように養殖いかだを設置・管理するかは漁協の理事会・総会等による自律的判断に委ねられるとしました。天草においては、燃料やえさ代の高騰に苦しむ組合員と組合員に対する未回収金に苦しむ漁協との間で、他にも裁判が起こされております。また、天草在住の妻が東京在住の夫に対し離婚訴訟を提起したところ、裁判所が、遠隔地の事件のために民訴法に規定されている「書面による準備手続」に付したことがあります。昨年4名の司法修習生が当事務所で修習されましたが、このとき立ち会った司法修習生は、知識として知っただけの「書面による準備手続」が実際に利用されているのを見て喜んでいましたが、実務修習の意義を実感して

いただいたと思っています。相談・事件を通じて感じることは、地縁が強く、保証人となっている人が多いので、一人が立ちゆかなくなると、周りの人も駄目になってしまうことがあり、地域の発展を阻害していることです。

真希：私は、仕事に復帰してまだ間もなく、終了した事件もそれ程多くはありません。ただ、天草では唯一の女性弁護士ということで、天草市の男女共同参画委員に任命され、また講演を頼まれることが多くなりました。なかでも天草郡市小中学校の校長会で、90人の校長先生を前に、若輩者の私が講演をしたことは大変恐縮しました。講演を聴いてくださった校長先生から、今度は300人近い生徒、保護者らの前で「進路講話」をする機会を与えていただきました。弁護士の存在を広く市民の方々に知ってもらえる機会でもあり、また子どもたちの将来にお役に立てるのであればと大変、嬉しく思っています。地方ならではのこそ、弁護士として求められることが多いと実感しました。「聴いて良かった」と思ってもらえる講演ができるよう、精一杯頑張ろうと思っています。

6. その他

浩一：天草に来て、1年半が過ぎました。天草及び熊本県弁護士会の方々にはとても温かく接していただいております。おかげさまで大過なく過ごしています。

また九州には、ひまわり公設やスタッフで東京から来られた同期の弁護士も多く、交流もあり、大変心強く感じています。

真希：仕事が終わると、元気いっぱい全く目が離せない子どもが待ち構えています。家事育児と仕事との両立は大変だと思ふこともありますが、やはり子どもの笑顔は、何物にも代えられません。毎日、少しずつできることが増えていく、そのような子どもと関わることで、自分たちも成長しているのだと感じています。

兩名：今後とも、天草の地で、皆様の支援を受けながら、夫婦で力を合わせて頑張っていきたいと思ひます。